平成２３年（フ）第４３９号
長崎県長崎市琴海大平町1222番地、旧住所長崎県長崎市岩屋町10番10―301号
債務者　友廣　　誠
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４０号
長崎県長崎市琴海大平町1222番地、旧住所長崎県長崎市岩屋町10番10―301号
債務者　友廣　絵美（旧姓吉永）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４４号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1105番地―102号
債務者　坂井真由美
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６５号
熊本市本山町306番地
債務者　平松　茂美
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５７７号
熊本市保田窪本町４番３―603号
債務者　牧　　直美
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６０９号
熊本県上益城郡御船町大字滝川948番地１
債務者　下田　春美
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１７８号
北海道苫小牧市高砂町２丁目７番29号　シーサイドマンションＮｏ．３―105号
債務者　岡田　英希
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１７９号
北海道苫小牧市拓勇東町８丁目３番地の20
債務者　阿部　深雪
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１８５号
北海道苫小牧市日吉町４丁目28番13―63号
債務者　吉田　洋子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第８８３号
千葉市美浜区真砂１丁目11番10棟506号
債務者　椎田　輝美
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９７２号
千葉県船橋市山野町80番地３　シャンテボナール301号
債務者　安田　範行
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０４２号
栃木県日光市板橋178番地63シャンポール板橋101
債務者　齋藤沙智絵
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０７１号
千葉市中央区仁戸名町182番地６
債務者　野村　晴子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１１８号
千葉県八千代市八千代台南３丁目６番５号　サンレジデンス201号・清田方
債務者　吉川　千賀（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１２１号
千葉市花見川区長作台１丁目23番82号
債務者　阿部あさ子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１２４号
千葉県市川市欠真間１丁目５番２号　第３秋山ハイツＢ―102号
債務者　馬渕　哲也
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１２５号
千葉県市川市欠真間１丁目５番２号　第３秋山ハイツＢ―102号
債務者　馬渕　美幸
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１４０号
千葉県館山市北条1665番地
債務者　伊藤　伊都
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係